

# 飯南町下水道事業経営戦略

(平成29年度～平成38年度)

平成29年3月

飯 南 町

## 目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
① 施設	1
(ア) 特定環境保全公共下水道事業	1
(イ) 農業集落排水事業	1
(ウ) 合併処理浄化槽	2
② 使用料	2
③ 組織	3
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
2. 経営の基本方針	3
3. 投資・財政計画（収支計画）	3
(1) 投資・財政計画（収支計画）	3
(2) 投資・財政計画（収支計画）の考え方	4
① 投資	4
② 投資に関する財源	4
③ 投資以外の経費	4
④ 投資以外の経費に関する財源	4
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	5
① 投資についての検討	5
② 財源についての検討	5
③ 投資以外の経費についての検討	6
4. 経営戦略の検証	6
別添1～8	7

## 1. 事業概要

本町の下水道事業には、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業の4つの事業があります。人口密集地においては、公共下水道及び農業集落排水処理施設を整備し、それ以外の未普及地域については、経済性を考慮し合併処理浄化槽整備を推進し、生活雑排水の処理を進め水質保全を図っています。

### (1) 事業の現況

#### ①施設

##### (ア) 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業は、国土交通省所管の事業で、主として人口密集地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。本町では、赤名地区から来島地区にかけての赤来処理区の下水を処理する赤来浄化センターが、平成12年12月から供用開始し、頓原地区連担地を中心とした頓原処理区の下水を処理する頓原浄化センターが、平成14年4月から供用開始しています。

供用開始年度	平成12年12月	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用(平成30年4月より適用予定)
処理区域内人口密度	27人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2		
処理場数	2		
広域化・共同化・最適化 実施状況	実施予定無		

##### (イ) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農林水産省所管の事業で、公共下水道区域外の農村におけるし尿、生活排水等の汚水等を処理するものです。本町では、志々地区連担地の下水を処理する八神農業集落排水処理施設が、平成7年9月から供用開始しています。

供用開始年度	平成7年9月	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用(平成30年4月より適用予定)
処理区域内人口密度	33人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1		
処理場数	1		
広域化・共同化・最適化 実施状況	実施予定無		

(ウ) 合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理事業・個別排水処理事業）

公共下水道及び農業集落排水の計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及をはかっています。循環型社会形成推進交付金事業（平成17年度～平成26年度）により整備した合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理事業）と、単独事業として整備した合併処理浄化槽（個別排水処理事業）があり、合計で570基（H28年末時点）が設置されています。

供用開始年度	平成17年	法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	非適用（平成30年4月より適用予定）
処理区域内人口密度	33人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	—		
処理場数	—		
広域化・共同化・最適化 実施状況	実施予定無		

②使用料

下水道使用料は、平成24年10月に改定し、料金体系は以下のとおりとなっています。  
(月額 単位：円)

区分	基本料金	人員割加算料金				
		1人当たり	1人～10人	11人～20人	21人～30人	31人～
一般家庭	3,240	540	—	—	—	—
1種家庭	4,320	540	—	—	—	—
2種家庭	5,400	540	—	—	—	—
3種家庭	6,480	540	—	—	—	—
集会所	2,700	—	—	—	—	—
事業所・会社	6,480	—	2,160	4,320	7,560	10,800
食品加工業等	8,640	—	3,240	6,480	12,960	17,280
公共施設	6,480	—	1,080	2,160	3,780	5,400

- ・1種家庭 不特定多数の利用がある建物を有している家庭又はこれに準ずる家庭
- ・2種家庭 営業目的によって発生した雑排水を多量に排出する家庭
- ・3種家庭 料理及び食品加工業等、営業目的によって発生した雑排水を排出する家庭

### ③組織

下水道事業会計関係職員数は、平成27年度末時点で1名となっています。

## (2) 民間活力の活用等

民間活力の活用としては、維持管理・汚泥処理において、民間委託を行っています。  
資産活用については、現状では行っていません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

各下水道事業の経営比較分析表による分析については、別添5～8のとおりです。

## 2. 経営の基本方針

少子高齢化の進行による人口減少などにより、普及率の向上を図ったとしても、下水道使用料収入の大幅な増加は見込めません。また、施設供用開始から10年以上が経過し、施設・設備の老朽化による修繕等が増加すると見込まれます。このような状況により、下水道事業を取り巻く環境は、大変厳しくなることが予想されます。

そのため、持続可能な下水道事業の実現に向け、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、町民に「安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とします。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

下水道事業では、下水道施設や管路の健全性を維持することが、安全で快適な下水道サービスを継続的・安定的に提供していくために必要となります。

一方、投資事業には多額の資金が必要になるため、その投資試算と財源試算を均衡させることが非常に重要となります。

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

計画期間内の収支計画については、別添1～4のとおりです。

## (2) 投資・財政計画（収支計画）の考え方

### ①投資

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業については、施設整備も終わり、当面大規模な投資はないと想定していますが、施設の老朽化等に対応するための費用を、平成35年度以降見込んでいます。

合併処理浄化槽については、年次計画に沿って(年10基程度)の整備を見込んでいます。

#### 【目標】

地方債の償還額を減少させることにより経営改善を図るため、企業債残高対事業規模比率を1,000%以下にすることを目標とします。

### ②投資に関する財源

施設整備等の投資については、地方債と繰入金を財源として見込んでいます。

#### 【目標】

使用料等の自主財源を確保するため、現在44.6%の施設利用率を、50.0%にすることを目標とします。

### ③投資以外の経費

施設を維持していくための経費については、以下の考え方により算出しています。

- (ア) 職員給与費・・・過去5年間の決算平均値により算出。
- (イ) 動力費・・・平成27年度決算をベースに毎年3%増として算出。
- (ウ) 光熱水費・・・過去5年間の決算平均値により算出。
- (エ) 通信運搬費・・・過去5年間の決算平均値により算出。
- (オ) 修繕費・・・平成27年度決算をベースに毎年1%増として算出。
- (カ) 薬品費・・・平成27年度決算をベースに毎年1%増として算出。
- (キ) 委託料・・・平成27年度決算の経常的な委託料に今後見込まれる臨時的な委託料（法的化経費等）を積み上げて算出。
- (ク) 地方債・・・償還予定額を積み上げて算出。

### ④投資以外の経費に関する財源

施設を維持していくための経費については、使用料及び他会計からの繰入金等を財源として見込んでいます。

使用料については、区域内人口は減少するものの、接続率向上に伴う処理人口の増加により、計画終期の数値を平成27年度決算に対して4%増として見込んでいます。

他会計繰入金については、地方債償還額の減少等に伴い、計画終期の数値を平成27年度決算に対して22%減として見込んでいます。

### (3) 投資・財政計画（収益計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ①投資についての検討

##### (ア) 広域化・共同化・最適化

本町では地理的な条件から、処理場を他市町村と共同で使用する等の広域化・共同化の取組は難しいと考えます。また、住宅が比較的点在していることから、公共下水道等により全てをカバーすることは非効率となります。

このことから、今後の投資方針として、既に施設整備が完了した住宅密集地以外に立地する住宅に対して、合併処理浄化槽の普及を図ることとして、年次的に整備を行います。

##### (イ) 投資の平準化

今後到来する施設の老朽化に対応するため、施設修繕等の優先順位を定め、一度に多額の財政負担を生じることのないよう検討を行います。

##### (ウ) 民間活力の活用

民間の手法を研究する等、効率的な投資に向けた検討を行います。

##### (エ) 防災・安全対策

災害時等でも安定稼働できるよう、施設の耐震化等について検討を行います。

##### (オ) その他

先進事例を研究する等、持続可能な投資方法の検討を進めます。

#### ②財源についての検討

##### (ア) 使用料の見直し

可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収することができるよう、経済情勢や町民生活への影響に配慮しながら、適正かつ公平な負担となるような使用料の姿を検討します。

##### (イ) 資産活用による収入増加の取組

将来的に施設の合理化等により余剰資産等が発生した場合は、売却や貸付等、経営状況の改善に向けた有効活用等を検討します。

##### (ウ) その他

先進事例を研究する等、新たな財源確保の手法について検討を進めます。

### ③投資以外の経費についての検討

#### (ア) 民間活力の活用

安定的で効率的な施設運営を目指し、民間委託できる部分は民間委託を行う等、状況に応じた検討を行います。

#### (イ) 職員給与費

職員については既に最少人数の配置となっており、今後も効率的な運営が行えるよう努力します。

#### (ウ) 動力費

より安価に調達できる手法を検討し、コスト削減に努めます。

#### (エ) 薬品費

より安価に調達できる手法を検討し、コスト削減に努めます。

#### (オ) 修繕費

計画的な修繕を行い、一度に多額の財政負担が生じることのないよう、施設管理に努めます。

#### (カ) 委託費

点検の頻度・方法等をより効率的なものにする等、コスト削減に努めます。

#### (キ) その他の経費

より経済的に優れた手法を検討し、コスト削減に努めます。

## 4. 経営戦略の検証

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行い、計画の前提となる経営、財政の条件の変化に対応するため、3～5年毎に計画の見直しを行うこととします。

見直しにあたっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析し、事業手法の見直し等について改めて検討します。



## 特定環境保全公共下水道事業 収支計画

(単位：千円)

区分		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収入	1 総収益 (A)		200,942	200,918	204,833	204,399	193,145	193,107	187,725	187,607	187,015	181,618	181,618	176,618
	(1) 営業収益 (B)		55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580
	ア 料金収入		54,070	54,070	54,070	54,070	54,070	54,070	54,070	54,070	54,070	54,070	54,070	54,070
	イ 受託工事収益 (C)													
	ウ その他		1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510
	(2) 営業外収益		145,362	145,338	149,253	148,819	137,565	137,527	132,145	132,027	131,435	126,038	126,038	121,038
	ア 他会計繰入金		145,362	145,338	149,253	148,819	137,565	137,527	132,145	132,027	131,435	126,038	126,038	121,038
	イ その他													
	2 総費用 (D)		107,649	106,796	105,456	102,458	99,735	97,283	94,972	92,677	90,823	88,885	86,993	85,220
	(1) 営業費用		63,732	65,705	67,233	67,572	67,920	68,279	68,647	69,025	69,414	69,813	70,224	70,646
	ア 職員給与費		6,921	7,404	7,404	7,404	7,404	7,404	7,404	7,404	7,404	7,404	7,404	7,404
	うち退職手当													
	イ その他		56,811	58,301	59,829	60,168	60,516	60,875	61,243	61,621	62,010	62,409	62,820	63,242
	(2) 営業外費用		43,917	41,091	38,223	34,886	31,815	29,004	26,325	23,652	21,409	19,072	16,769	14,574
ア 支払利息		43,917	41,091	38,223	34,886	31,815	29,004	26,325	23,652	21,409	19,072	16,769	14,574	
うち一時借入金利息														
イ その他														
3 収支差引 (A)-(D) (E)		93,293	94,122	99,377	101,941	93,410	95,824	92,753	94,930	96,192	92,733	94,625	91,398	
資本的 収入	1 資本的収入 (F)		121,911	175,392	104,747	99,631	91,635	87,423	82,055	72,823	89,665	87,560	87,560	82,560
	(1) 地方債		83,200	93,700	55,000	50,000	45,000	45,000	40,000	40,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	うち資本費平準化債		78,800	55,400	55,000	50,000	45,000	45,000	40,000	40,000	35,000	35,000	35,000	35,000
	(2) 他会計補助金		38,711	36,042	49,747	49,631	46,635	42,423	42,055	32,823	29,665	27,560	27,560	22,560
	(3) 他会計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(県)補助金			45,650										
	(6) 工事負担金													
	(7) その他													
	2 資本的支出 (G)		213,111	265,955	209,040	200,181	188,084	182,511	175,911	165,561	185,928	181,299	176,206	173,918
	(1) 建設改良費		18,414	84,000							25,000	25,000	25,000	25,000
	うち職員給与費													
	(2) 地方債償還金 (H)		194,697	181,955	209,040	200,181	188,084	182,511	175,911	165,561	160,928	156,299	151,206	148,918
	(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引 (F)-(G) (I)		▲ 91,200	▲ 90,563	▲ 104,293	▲ 100,550	▲ 96,449	▲ 95,088	▲ 93,856	▲ 92,738	▲ 96,263	▲ 93,739	▲ 88,646	▲ 91,358	

区分	年度											
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	2,093	3,559	▲ 4,916	1,391	▲ 3,039	736	▲ 1,103	2,192	▲ 71	▲ 1,006	5,979	40
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,664	3,757	7,316	2,400	3,791	752	1,488	386	2,578	2,507	1,501	7,480
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,757	7,316	2,400	3,791	752	1,488	386	2,578	2,507	1,501	7,480	7,520
翌年度に繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 黒字 (P)	3,757	7,316	2,400	3,791	752	1,488	386	2,578	2,507	1,501	7,480	7,520
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率[ (Q)/{(B)-(C)}×100 ]												
収益的収支比率[ (A)/{(D)+(H)}×100 ]	66.5	69.6	65.1	67.5	67.1	69.0	69.3	72.6	74.3	74.1	76.2	75.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益-受託工事収益(B)-(C) (S)	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580	55,580
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S)×100												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (T)/(V)×100												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	2,494,006	2,405,751	2,251,711	2,101,530	1,958,446	1,820,935	1,685,024	1,559,463	1,458,535	1,362,236	1,271,030	1,182,112

○他会計繰入金

区分	年度											
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	145,362	145,338	149,253	148,819	137,565	137,527	132,145	132,027	131,435	126,038	126,038	121,038
(うち基準内繰入金)	143,444	143,885	147,760	147,331	136,189	136,152	130,824	130,707	130,121	124,778	124,778	119,828
(うち基準外繰入金)	1,918	1,453	1,493	1,488	1,376	1,375	1,321	1,320	1,314	1,260	1,260	1,210
資本的収支分	38,711	36,042	49,747	49,631	46,635	42,423	42,055	32,823	29,665	27,560	27,560	22,560
(うち基準内繰入金)	10,449	9,731	13,432	13,400	12,591	11,454	11,355	8,862	8,010	7,441	7,441	6,091
(うち基準外繰入金)	28,262	26,311	36,315	36,231	34,044	30,969	30,700	23,961	21,655	20,119	20,119	16,469
合計	184,073	181,380	199,000	198,450	184,200	179,950	174,200	164,850	161,100	153,598	153,598	143,598

農業集落排水事業 収支計画

(単位：千円)

区分		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収益的 収支	収益的 収入	1 総収益 (A)	16,065	13,734	13,815	14,366	14,335	14,303	13,022	12,991	12,461	11,890	11,390	10,890	
		(1) 営業収益 (B)	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335
		ア 料金収入	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335
		イ 受託工事収益 (C)													
		ウ その他													
		(2) 営業外収益	10,730	8,399	8,480	9,031	9,000	8,968	7,687	7,656	7,126	6,555	6,055	5,555	
		ア 他会計繰入金	8,730	8,399	8,480	9,031	9,000	8,968	7,687	7,656	7,126	6,555	6,055	5,555	
	イ その他	2,000													
	収益的 支出	2 総費用 (D)	10,640	8,797	8,603	8,401	8,190	7,970	7,740	7,501	7,251	7,009	6,845	6,841	
		(1) 営業費用	7,998	6,383	6,425	6,468	6,511	6,555	6,600	6,646	6,692	6,739	6,787	6,836	
		ア 職員給与費													
		うち退職手当													
		イ その他	7,998	6,383	6,425	6,468	6,511	6,555	6,600	6,646	6,692	6,739	6,787	6,836	
		(2) 営業外費用	2,642	2,414	2,178	1,933	1,679	1,415	1,140	855	559	270	58	5	
ア 支払利息		2,642	2,414	2,178	1,933	1,679	1,415	1,140	855	559	270	58	5		
うち一時借入金利息															
イ その他															
3 収支差引 (A)-(D) (E)	5,425	4,937	5,212	5,965	6,145	6,333	5,282	5,490	5,210	4,881	4,545	4,049			
資本的 収支	資本的 収入	1 資本的収入 (F)	1,755	1,792	1,608	1,719	1,662	1,606	1,550	1,544	26,538	26,024	26,024	26,024	
		(1) 地方債									25,000	25,000	25,000	25,000	
		うち資本費平準化債													
		(2) 他会計補助金	1,755	1,792	1,608	1,719	1,662	1,606	1,550	1,544	1,538	1,024	1,024	1,024	
		(3) 他会計借入金													
		(4) 固定資産売却代金													
		(5) 国(県)補助金													
	(6) 工事負担金														
	(7) その他														
	資本的 支出	2 資本的支出 (G)	7,433	6,299	6,429	6,674	6,928	7,192	7,467	7,752	33,048	31,264	27,540	25,147	
		(1) 建設改良費	1,361								25,000	25,000	25,000	25,000	
		うち職員給与費													
		(2) 地方債償還金 (H)	6,072	6,299	6,429	6,674	6,928	7,192	7,467	7,752	8,048	6,264	2,540	147	
		(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引 (F)-(G) (I)	▲ 5,678	▲ 4,507	▲ 4,821	▲ 4,955	▲ 5,266	▲ 5,586	▲ 5,917	▲ 6,208	▲ 6,510	▲ 5,240	▲ 1,516	877			

区分	年度												
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収支再差引 (E)+(I)	(J)	▲ 253	430	391	1,010	879	747	▲ 635	▲ 718	▲ 1,300	▲ 359	3,029	4,926
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	554	301	731	1,121	2,132	3,011	3,758	3,123	2,405	1,105	746	3,775
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	301	731	1,121	2,132	3,011	3,758	3,123	2,405	1,105	746	3,775	8,700
翌年度に繰り越すべき財源	(O)												
実質収支 黒字	(P)	301	731	1,121	2,132	3,011	3,758	3,123	2,405	1,105	746	3,775	8,700
(N)-(O) 赤字	(Q)												
赤字比率[ (Q)/{(B)-(C)}×100 ]													
収益的収支比率[ (A)/{(D)+(H)}×100 ]		96.1	91.0	91.9	95.3	94.8	94.3	85.6	85.2	81.4	89.6	121.4	155.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益-受託工事収益(B)-(C)	(S)	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	65,898	59,599	53,170	46,496	39,568	32,376	24,909	17,157	34,109	52,845	75,305	100,158

○他会計繰入金

区分	年度												
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収益的収支分		8,730	8,399	8,480	9,031	9,000	8,968	7,687	7,656	7,126	6,555	6,055	5,555
(うち基準内繰入金)		8,059	7,727	7,802	8,309	8,280	8,251	7,072	7,044	6,556	6,031	5,571	5,111
(うち基準外繰入金)		671	672	678	722	720	717	615	612	570	524	484	444
資本的収支分		1,755	1,792	1,608	1,719	1,662	1,606	1,550	1,544	1,538	1,024	1,024	1,024
(うち基準内繰入金)		394	394	354	378	366	353	341	340	338	225	225	225
(うち基準外繰入金)		1,361	1,398	1,254	1,341	1,296	1,253	1,209	1,204	1,200	799	799	799
合計		10,485	10,191	10,088	10,750	10,662	10,574	9,237	9,200	8,664	7,579	7,079	6,579

## 特定地域生活排水処理事業 収支計画

(単位：千円)

区分		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収入	1 総収益 (A)		41,596	43,545	42,484	42,039	41,642	41,172	41,087	40,275	39,138	38,956	38,794	38,631
	(1) 営業収益 (B)		27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621
	ア 料金収入		27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621
	イ 受託工事収益 (C)													
	ウ その他													
	(2) 営業外収益		13,975	15,924	14,863	14,418	14,021	13,551	13,466	12,654	11,517	11,335	11,173	11,010
	ア 他会計繰入金		13,975	15,924	14,863	14,418	14,021	13,551	13,466	12,654	11,517	11,335	11,173	11,010
	イ その他													
	2 総費用 (D)		33,811	31,726	31,597	31,471	31,349	31,232	31,122	31,016	30,922	30,839	30,761	30,682
	(1) 営業費用		31,141	29,190	29,221	29,252	29,283	29,315	29,347	29,379	29,412	29,445	29,479	29,512
	ア 職員給与費													
	うち退職手当													
	イ その他		31,141	29,190	29,221	29,252	29,283	29,315	29,347	29,379	29,412	29,445	29,479	29,512
	(2) 営業外費用		2,670	2,536	2,376	2,219	2,066	1,917	1,775	1,637	1,510	1,394	1,282	1,170
ア 支払利息		2,670	2,536	2,376	2,219	2,066	1,917	1,775	1,637	1,510	1,394	1,282	1,170	
うち一時借入金利息														
イ その他														
3 収支差引 (A)-(D) (E)		7,785	11,819	10,888	10,569	10,293	9,940	9,965	9,259	8,216	8,117	8,033	7,949	
資本的 収入	1 資本的収入 (F)		1,395	1,573	1,311	1,259	1,163	1,110	1,095	1,010	894	870	848	826
	(1) 地方債													
	うち資本費平準化債													
	(2) 他会計補助金		1,395	1,573	1,311	1,259	1,163	1,110	1,095	1,010	894	870	848	826
	(3) 他会計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(県)補助金													
	(6) 工事負担金													
	(7) その他													
	2 資本的支出 (G)		10,420	10,918	11,567	11,630	11,623	11,227	10,929	9,956	8,507	7,933	7,352	7,350
	(1) 建設改良費													
	うち職員給与費													
	(2) 地方債償還金 (H)		10,420	10,918	11,567	11,630	11,623	11,227	10,929	9,956	8,507	7,933	7,352	7,350
	(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引 (F)-(G) (I)		▲ 9,025	▲ 9,345	▲ 10,256	▲ 10,371	▲ 10,460	▲ 10,117	▲ 9,834	▲ 8,946	▲ 7,613	▲ 7,063	▲ 6,504	▲ 6,524	

区分	年度											
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	▲ 1,240	2,474	632	198	▲ 166	▲ 177	131	313	604	1,054	1,529	1,425
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,573	1,333	3,807	4,439	4,637	4,470	4,294	4,424	4,737	5,341	6,394	7,924
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,333	3,807	4,439	4,637	4,470	4,294	4,424	4,737	5,341	6,394	7,924	9,349
翌年度に繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 黒字 (P)	1,333	3,807	4,439	4,637	4,470	4,294	4,424	4,737	5,341	6,394	7,924	9,349
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率[ (Q)/{(B)-(C)}×100 ]												
収益的収支比率[ (A)/{(D)+(H)}×100 ]	94.0	102.1	98.4	97.5	96.9	97.0	97.7	98.3	99.3	100.5	101.8	101.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益-受託工事収益(B)-(C) (S)	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	169,598	158,680	147,113	135,483	123,860	112,633	101,704	91,748	83,241	75,308	67,956	60,606

○他会計繰入金

区分	年度											
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	13,975	15,924	14,863	14,418	14,021	13,551	13,466	12,654	11,517	11,335	11,173	11,010
(うち基準内繰入金)	6,954	7,962	7,432	7,209	7,011	6,776	6,733	6,327	5,759	5,667	5,586	5,505
(うち基準外繰入金)	7,021	7,962	7,432	7,209	7,011	6,776	6,733	6,327	5,759	5,667	5,586	5,505
資本的収支分	1,395	1,573	1,311	1,259	1,163	1,110	1,095	1,010	894	870	848	826
(うち基準内繰入金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うち基準外繰入金)	1,395	1,573	1,311	1,259	1,163	1,110	1,095	1,010	894	870	848	826
合計	15,370	17,497	16,174	15,677	15,185	14,661	14,561	13,664	12,412	12,205	12,021	11,836

## 個別排水処理事業 収支計画

(単位：千円)

区分		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収支	収益的 収入	1 総収益 (A)	5,420	4,467	4,108	4,146	4,724	5,416	6,342	7,064	7,815	8,494	9,171	9,832
		(1) 営業収益 (B)	3,084	3,308	3,542	3,835	4,207	4,597	5,047	5,516	5,984	6,453	6,922	7,391
		ア 料金収入	3,084	3,308	3,542	3,835	4,207	4,597	5,047	5,516	5,984	6,453	6,922	7,391
		イ 受託工事収益 (C)												
		ウ その他												
		(2) 営業外収益	2,336	1,159	566	311	517	819	1,295	1,548	1,831	2,041	2,249	2,441
		ア 他会計繰入金	2,336	1,159	566	311	517	819	1,295	1,548	1,831	2,041	2,249	2,441
	イ その他													
	収益的 支出	2 総費用 (D)	4,171	3,946	3,973	4,006	4,039	4,072	4,105	4,138	4,170	4,203	4,236	4,269
		(1) 営業費用	3,893	3,662	3,698	3,734	3,770	3,807	3,844	3,882	3,920	3,958	3,997	4,036
		ア 職員給与費												
		うち退職手当												
		イ その他	3,893	3,662	3,698	3,734	3,770	3,807	3,844	3,882	3,920	3,958	3,997	4,036
		(2) 営業外費用	278	284	275	272	269	265	261	256	250	245	239	233
ア 支払利息		278	284	275	272	269	265	261	256	250	245	239	233	
うち一時借入金利息														
イ その他														
3 収支差引 (A)-(D) (E)	1,249	521	135	140	684	1,344	2,237	2,926	3,645	4,291	4,935	5,563		
資本的 収支	資本的 収入	1 資本的収入 (F)	17,724	20,656	15,807	15,815	15,860	15,864	15,896	15,872	15,818	15,838	15,860	15,882
		(1) 地方債	14,800	17,600	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
		うち資本費平準化債												
		(2) 他会計補助金	824	806	807	815	860	864	896	872	818	838	860	882
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国(県)補助金												
	(6) 工事負担金													
	(7) その他	2,100	2,250	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	資本的 支出	2 資本的支出 (G)	18,973	21,177	15,942	15,955	16,544	17,208	18,133	18,798	19,463	20,129	20,795	21,445
		(1) 建設改良費	17,054	19,960	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
		うち職員給与費												
		(2) 地方債償還金 (H)	1,919	1,217	942	955	1,544	2,208	3,133	3,798	4,463	5,129	5,795	6,445
		(3) 他会計長期借入金返還金												
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引 (F)-(G) (I)	▲ 1,249	▲ 521	▲ 135	▲ 140	▲ 684	▲ 1,344	▲ 2,237	▲ 2,926	▲ 3,645	▲ 4,291	▲ 4,935	▲ 5,563		

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引 (E)+(I)	(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度に繰り越すべき財源	(O)												
実質収支 黒字	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字	(Q)												
赤字比率[ (Q)/{(B)-(C)}×100 ]													
収益的収支比率[ (A)/{(D)+(H)}×100 ]		89.0	86.5	83.6	83.6	84.6	86.2	87.6	89.0	90.5	91.0	91.4	91.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益-受託工事収益(B)-(C)	(S)	3,084	3,308	3,542	3,835	4,207	4,597	5,047	5,516	5,984	6,453	6,922	7,391
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	33,288	49,671	62,229	74,774	86,730	98,022	108,389	118,091	127,128	135,499	143,204	150,259

○他会計繰入金

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		2,336	1,159	566	311	517	819	1,295	1,548	1,831	2,041	2,249	2,441
(うち基準内繰入金)		1,367	684	334	183	305	483	764	913	1,080	1,204	1,327	1,440
(うち基準外繰入金)		969	475	232	127	212	336	531	635	751	837	922	1,001
資本的収支分		824	806	807	815	860	864	896	872	818	838	860	882
(うち基準内繰入金)		460	451	452	456	481	484	502	488	458	469	482	494
(うち基準外繰入金)		364	355	355	358	378	380	394	384	360	369	378	388
合計		3,160	1,965	1,373	1,125	1,376	1,683	2,191	2,420	2,648	2,879	3,108	3,323



# 経営比較分析表

別添5

島根県 飯南町

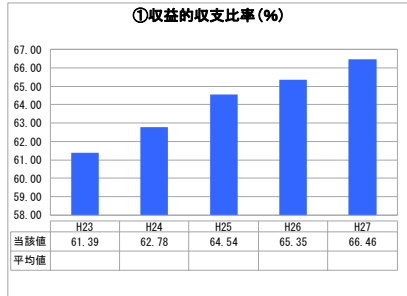
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	43.40	100.00

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,162	242.88	21.25
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,220	1.03	2,155.34

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

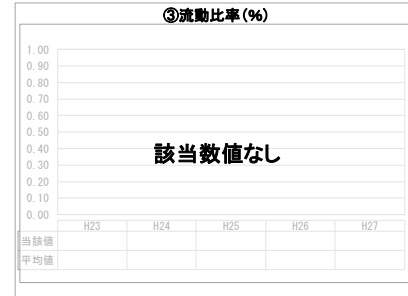
## 1. 経営の健全性・効率性



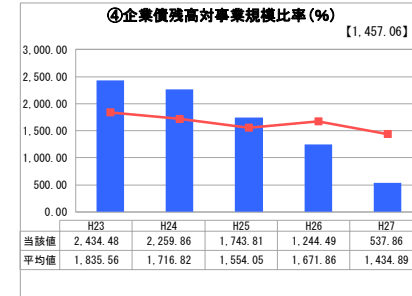
「単年度の収支」



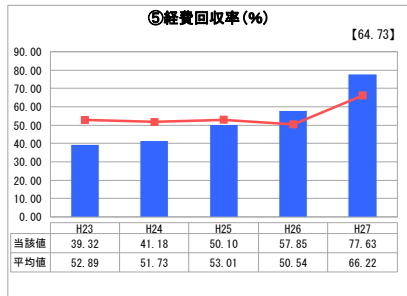
「累積欠損」



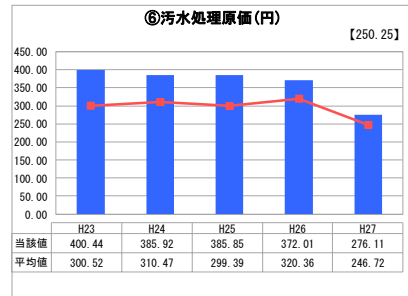
「支払能力」



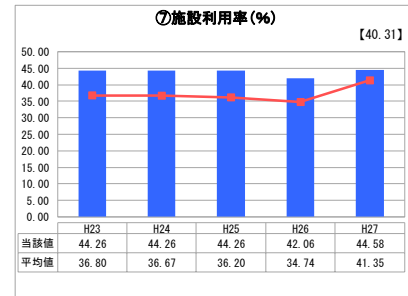
「債務残高」



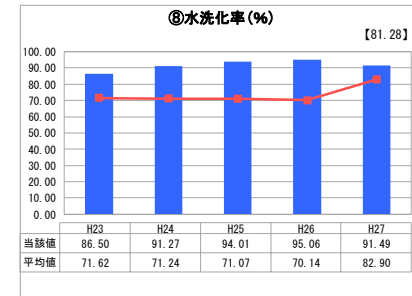
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

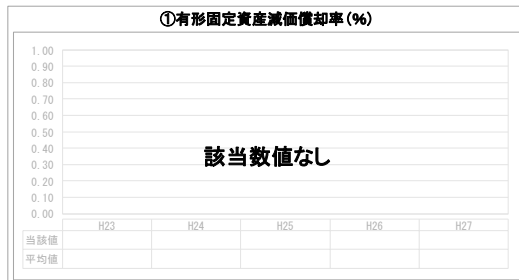


「施設の効率性」

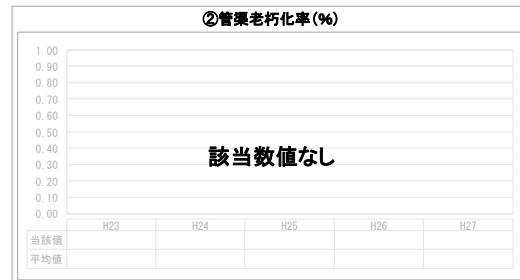


「使用料対象の捕捉」

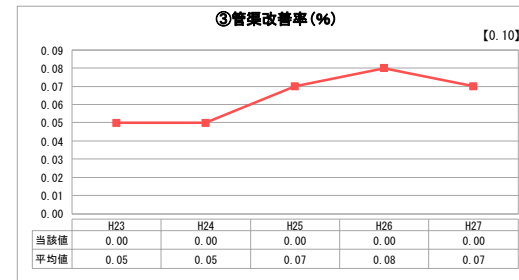
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

飯南町生活排水処理基本計画に基づき、連担地の比較的家屋間の距離が小さい地域については、公共下水道及び農業集落排水の整備、また促進計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を図ることとし、公共下水道については整備が完了している。

近年は、集落内の人口が減少し、接続人口も減少傾向にあり、安定した料金収入を確保できない状況であるが、共用開始から時間が経過し、企業債残高が減少してきていることもあり、収益的収支比率、経費回収率は改善傾向にある。

### 2. 老朽化の状況について

供用開始から10年以上が経過しており、処理施設内の機器の故障も増えつつあり、都度、修繕を行っている状況である。

今後は、施設の長寿命化等を図りながら、突発的な大規模修繕が経営を圧迫することのないよう、施設の維持管理に努める。

### 全体総括

平成30年度(予定)からは企業会計制度に移行し、現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価しながら、中長期の更新需要見直しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保を図りながら健全経営を行っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 経営比較分析表

# 別添6

島根県 飯南町

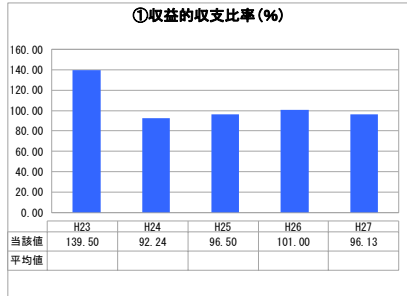
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	3.66	100.00

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,162	242.88	21.25
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
187	0.13	1,438.46

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

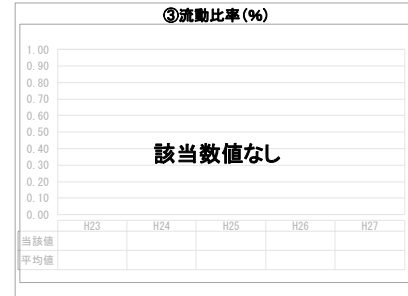
## 1. 経営の健全性・効率性



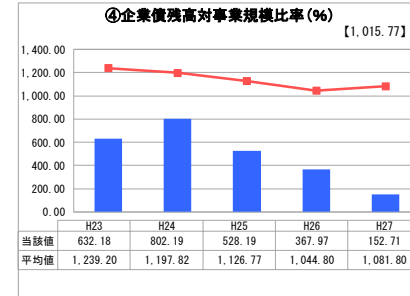
「単年度の収支」



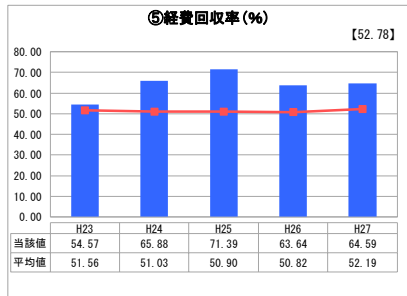
「累積欠損」



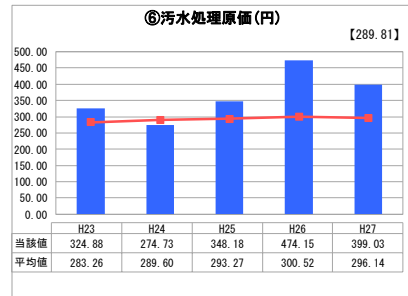
「支払能力」



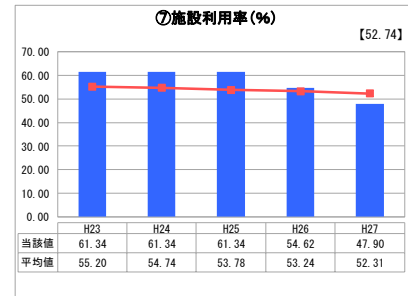
「債務残高」



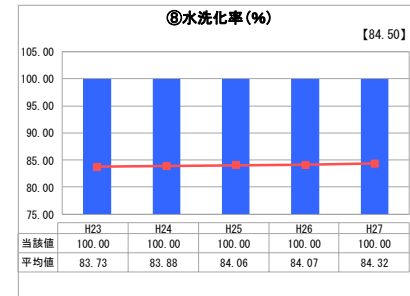
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

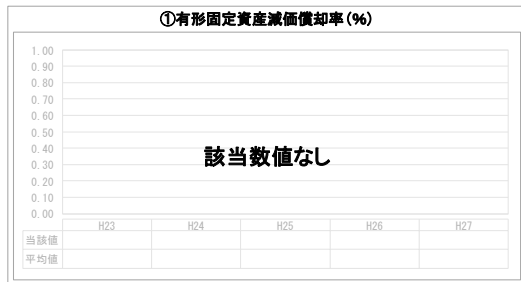


「施設の効率性」

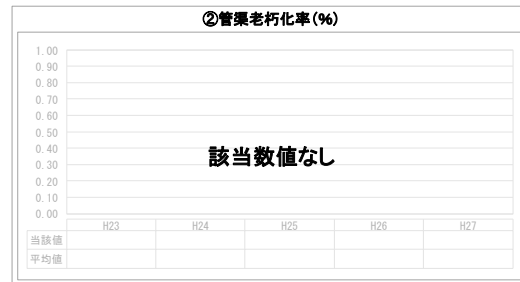


「使用料対象の捕捉」

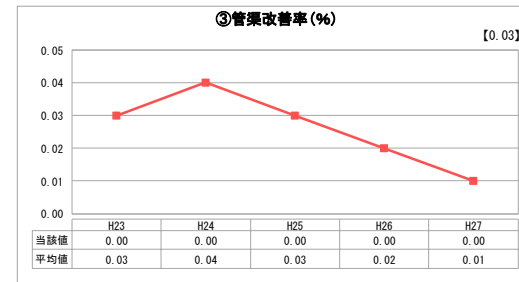
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

飯南町生活排水処理基本計画に基づき、連担地の比較的家屋間の距離が小さい地域については、公共下水道及び農業集落排水の整備、また促進計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を図ることとし、農業集落排水については整備が完了している。

近年は、集落内の人口が減少し、接続人口も減少傾向にあり、安定した料金収入を確保できない状況である。

### 2. 老朽化の状況について

供用開始から10年以上が経過しており、処理施設内の機器の故障も増えつつあり、都度、修繕を行っている状況である。

施設の老朽化に伴い、平成35年度(予定)から計画的に改修(更新)を実施する予定としている。

### 全体総括

平成30年度(予定)からは企業会計制度に移行し、現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価しながら、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保を図りながら健全経営を行っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 経営比較分析表

別添7

島根県 飯南町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	28.13	100.00

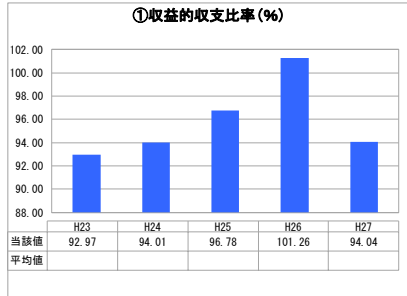
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,162	242.88	21.25
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,439	0.18	7,994.44

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



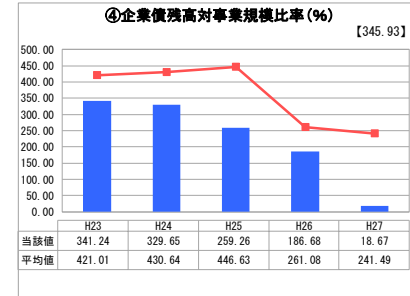
「単年度の収支」



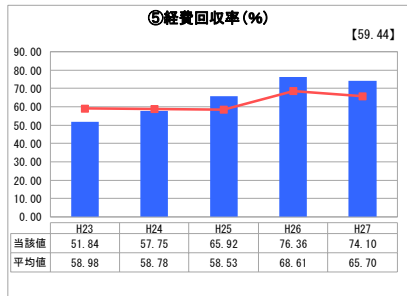
「累積欠損」



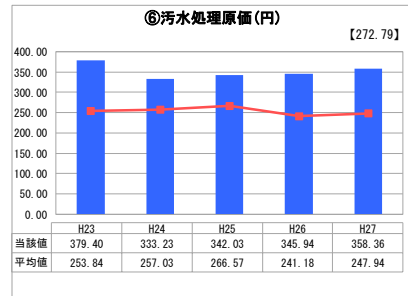
「支払能力」



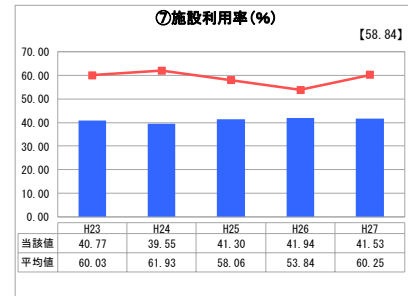
「債務残高」



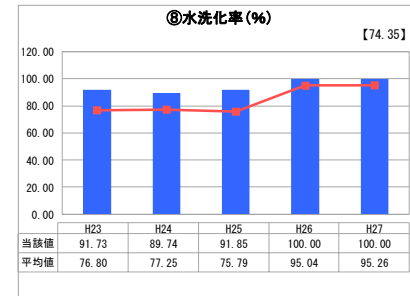
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

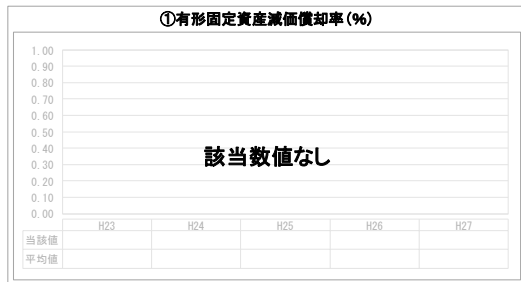


「施設の効率性」

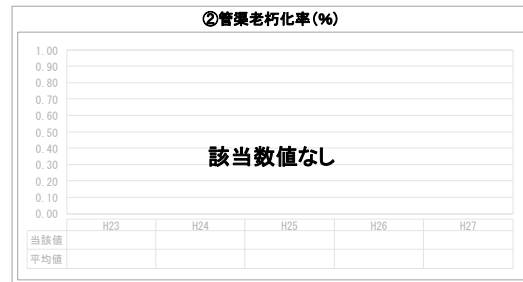


「使用料対象の捕捉」

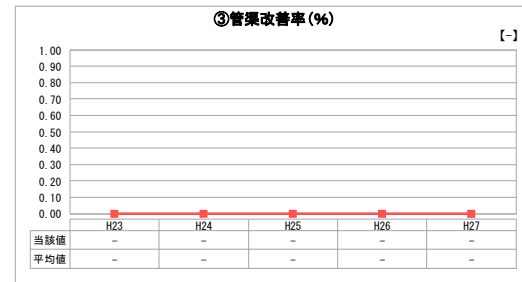
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

飯南町生活排水処理基本計画に基づき、連担地の比較的家屋間の距離が小さい地域については、公共下水道及び農業集落排水の整備、また促進計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を図ることとし、公共下水道については整備が完了している。

近年は、集落内の人口が減少し、接続人口も減少傾向にあり、安定した料金収入を確保できない状況であるが、共用開始から時間が経過し、企業債残高が減少してきていることもあり、経費回収率は良化傾向にある。

特定地域生活排水処理事業としては、平成26年度で事業が完了しており、平成27年度からは個別排水処理事業により事業実施していることもあり、企業債は今後も減少していく見込みである。

### 2. 老朽化の状況について

供用開始から10年以上が経過しており、処理施設内の機器の故障も増えつつあり、都度、修繕を行っている状況であり、今後も修繕は増加していく見込みである。

### 全体総括

平成30年度(予定)からは企業会計制度に移行し、現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価しながら、中長期の更新需要見直しを検討するとともに、財政収支見直しを踏まえた更新財源の確保を図りながら健全経営を行っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 経営比較分析表

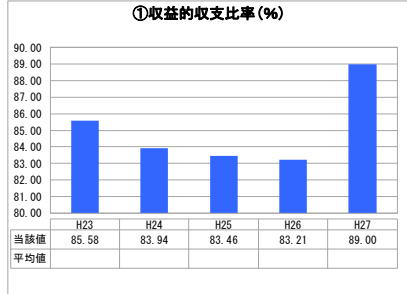
島根県 飯南町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	2.89	100.00

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,162	242.88	21.25
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
148	0.02	7,400.00

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



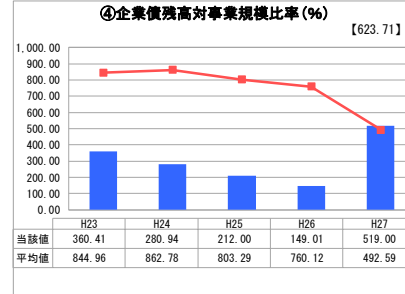
「単年度の収支」



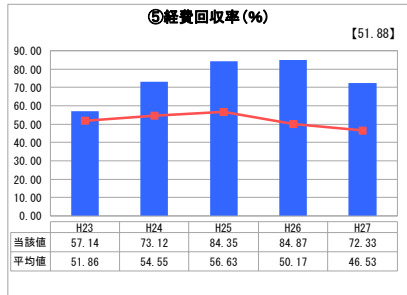
「累積欠損」



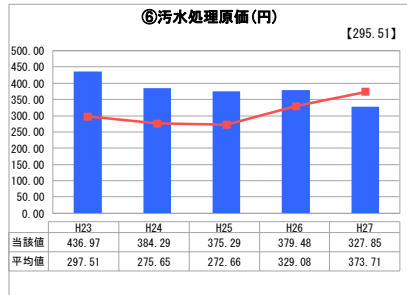
「支払能力」



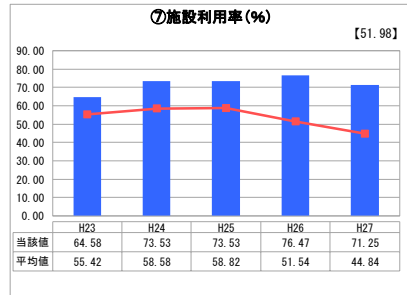
「債務残高」



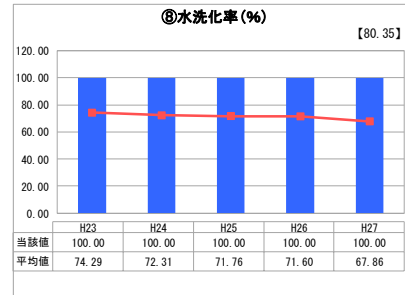
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

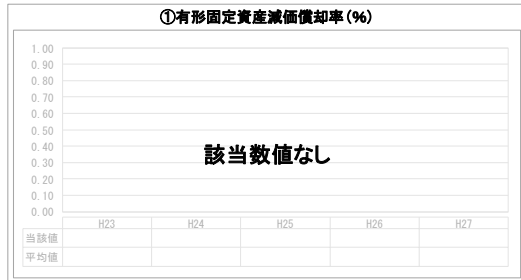


「施設の効率性」

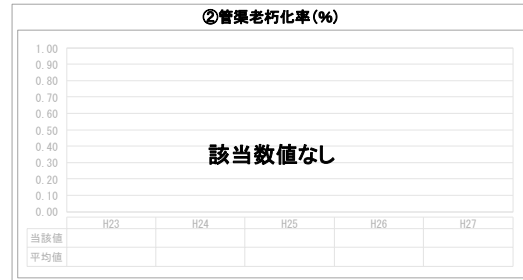


「使用料対象の捕捉」

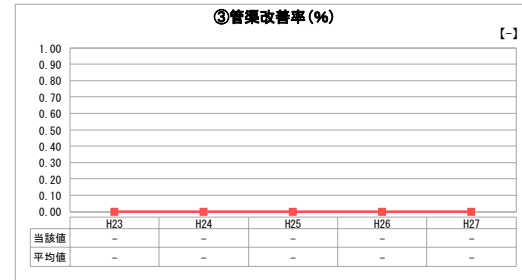
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

飯南町生活排水処理基本計画に基づき、連担地の比較的家屋間の距離が小さい地域については、公共下水道及び農業集落排水の整備、また促進計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を図ることとし、合併処理浄化槽については、毎年度、10基～20基までの整備を実施している。近年は、特定地域生活排水処理事業により合併処理浄化槽整備を行っていたが、平成27年度より個別排水処理事業による整備に切り替えたため、平成27年度は企業債残高が増加した。

### 2. 老朽化の状況について

浄化槽本体はあまり老朽化は進んでいないが、ブローワーについては、耐用年数が3年であり故障等が増加傾向にある。

## 全体総括

生活排水処理は、安心・安全な住民生活を守る上で重要な施策であるので、今後も促進を図りながら、適切な現有施設の適切な維持管理を行い、大規模修繕等を抑制しながら健全な経営を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。